

森林経営受委託契約書

森林所有者 (以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)は、甲が所有する森林の経営を目的として次の条項のとおり契約を締結する。

(信義忠誠の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の対象とする森林)

第2条 この契約の対象とする森林(以下「契約対象森林」という。)は、以下に表示する森林とする。なお、契約対象森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(番号)	(林班)	(森林の所在)
1	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(契約の期間)

第3条 この契約の契約期間(以下「委託期間」という。)は次のとおりとする。

契約締結日の翌日から 令和 年 月 日まで

(委託事項)

第4条 乙は、契約対象森林をその区域に含む市町村森林整備計画に従い、契約対象森林に関する次の事項(以下「委託事項」という。)を実施するものとする。

(1) 立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること

(2) 森林の保護等のため、以下に掲げる事項を実施すること

ア 森林の現況把握

イ 火災の予防及び消防

ウ 盗伐、誤伐その他の加害行為の防止

エ 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止

オ 甲以外の者が所有する森林との境界の巡視

カ ア又はオを実施した結果異常を発見したときに行う必要な措置

2 前項第1号による伐採をした木竹の取扱いについては、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項第2号イからエまで若しくはカに掲げる事項を実施したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(森林への立入り及び施設の利用等)

第5条 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は契約対象森林内に設置された作業路網その他の施設

を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

2 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林内に作業路網その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(特定間伐等促進計画の作成及び実行、内容の公告に対する同意)

第6条 乙は、委託事項を実施するために、契約対象森林について森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、第5条第1項の規定により作成された京都市特定間伐等促進計画(以下、特定間伐計画という)への記載を甲とともに京都市に請求するものとする。

2 甲は京都市が特定間伐計画を作成すること、及びその内容を公告することに同意するものとする。また甲は乙が特定間伐計画における特定間伐等の実施主体に位置付けられることを了承することとする。

(保安林に関する届出及び許可申請)

第7条 契約対象森林が、森林法第25条及び森林法第25条の2に規定する保安林に指定されている場合、第4条第1号及び第5条第2項を実施するために必要な届出及び許可申請を甲に代わって乙が行うものとする。

(委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事項の実施状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

2 甲は、委託事項の実施状況について、適切でないものがあると認めるときは、乙に対して是正を求めることができる。

3 乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

(委託料の請求)

第10条 乙は、事業年次ごとに、委託事項の実施に要した費用(次項により補助金等を充当した場合にあっては、委託事項の実施に要した費用から当該補助金等の額を控除したものを)委託料として、甲に請求するものとする。

2 乙は、委託事項の実施に当たり補助金等の交付を受けたときは、速やかに当該補助金等を前項の委託事項の実施に要した費用に充当するものとする。

3 甲は、乙から第1項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

(損害の填補等)

第11条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益

に相当する額を支払うものとする。

2 この契約に関して乙の責に帰すことのできない事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決に当たらなければならない。

3 乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権限に基づき行う行為に関し補助金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

甲 住所

(災害等による委託事項の不実施)

第 12 条 次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適當となったときは、乙は、当該委託事項の一部又は全部を実施しないことができる。

氏名

(1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき

(2) 作業路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき

乙 住所

(3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(債務不履行による契約の解除)

第 13 条 甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず(前条各号に掲げる場合において当該委託事項を実施することが不可能又は不適當となったときを除く。)、第8条の是正要求にも応じない場合は、1か月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

氏名

2 乙は、甲が正当な理由を示さずに第10条第1項の委託料を支払わない場合は、1か月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

(甲の届出)

第 14 条 甲及び甲の相続人又は受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

(1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合

(2) 甲が住所又は名称を変更した場合

(3) 甲が死亡した場合

(4) その他、この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

2 前項第3号の定めに基づき前項の申出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第3条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

(その他の事項)

第 15 条 この契約に定めのない事項を定め、又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

令和 年 月 日